

## 行政連絡バスの運行時間変更

3月16日(木)から、夏期運行ダイヤに変更になります。

\*天候等により、下記予定時間に遅れる場合があります。市役所開庁日のみの運行です。

▽午前便 (月曜・水曜・木曜・金曜日)	
往路	市浦総合支所 8:40 ⇒ 金木総合支所 9:45 ⇒ 五所川原市役所 10:15
復路	五所川原市役所 10:30 ⇒ 金木総合支所 11:00 ⇒ 市浦総合支所 11:55 (し〜うらんど海遊館利用者が乗車した場合)し〜うらんど海遊館 11:40
▽午後便 (月曜・水曜・木曜・金曜日)	
往路	市浦総合支所 13:50 ⇒ 金木総合支所 15:00 ⇒ 五所川原市役所 15:30 (し〜うらんど海遊館利用者が乗車した場合)し〜うらんど海遊館 14:10
復路	五所川原市役所 15:40 ⇒ 金木総合支所 16:10 ⇒ 市浦総合支所 16:55
▽火曜日のダイヤ (火曜日は車両点検日のため一往復です)	
往路	市浦総合支所 8:40 ⇒ 金木総合支所 9:45 ⇒ 五所川原市役所 10:15
復路	五所川原市役所 14:00 ⇒ 金木総合支所 14:30 ⇒ 市浦総合支所 15:10

問…市浦総合支所庶務係 内線4015

## パブリックコメント(意見公募手続き)を実施しています

「パブリックコメント制度」とは、重要な施策の意思決定の過程において、施策の案を公表し、広く市民からの意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表する手続きのことです。以下の2つの計画案に対する皆さんからの意見を募集しています。

### 五所川原市地域公共交通網形成計画(案)

加速する人口減少や高齢化といった人口構造の変化、まちづくりの変容に対応するため、持続可能な公共交通のあり方を検討することが必要となっています。

こうした背景を受け市では、広域な市域をカバーできる持続可能な公共交通を再構築するため、まちづくりと連携した公共交通の基本的な方針と施策体系となる計画を策定します。

公表・意見募集期間…3月21日(火)まで

閲覧場所…企画課、市役所・各総合支所行政資料スペース、市ホームページ

\*資料の写しを希望する場合は、実費を負担していただきます。また、郵送料、写しの実費をご負担の上、企画課へ資料郵送の申込みも可能です。

お問い合わせ・意見の提出先

〒037-8686 五所川原市字岩木町12番地

企画課 内線2154 FAX35-3617

電子メール 1604pbc@city.goshogawara.lg.jp

### 五所川原市第3期障害者計画(案)

障害者基本法に基づく、五所川原市第2期障害者計画の計画期間が平成28年度で終了することから、市では平成29年度から平成33年度までの5カ年の障害者施策の方向性を明らかにする、五所川原市第3期障害者計画(案)を作成しました。

公表・意見募集期間…3月10日(金)まで

閲覧場所…家庭福祉課、市役所・各総合支所行政資料スペース、市ホームページ

\*資料の写しを希望する場合は、実費を負担していただきます。また、郵送料、写しの実費をご負担の上、家庭福祉課へ資料郵送の申込みも可能です。

お問い合わせ・意見の提出先

〒037-8686 五所川原市字岩木町12番地

家庭福祉課 内線2432 FAX35-9901

電子メール 1605pbc@city.goshogawara.lg.jp

### 意見の提出について

- ▷様式は任意とし、使用する言語は日本語とします。
- ▷郵便、FAXまたは電子メールによるものとします。
- ▷住所・氏名(法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先・代表者名)を記載してください。
- \*住所・氏名の記載がない場合は、提出意見として取り扱わないこともあります。
- ▷意見内容を確認することがありますので、電話番号を記載してください。

### 提出された意見について

市の意見を付して、公表する予定です。公表にあたっては、提出者の住所・氏名は公表しませんが、意見の内容を簡単に取りまとめる予定です(類似の意見は、まとめて公表することもあります)。

なお、賛成、反対のみの意見については、その件数は公表しますが、案そのものが市の意見ですので、改めて考え方を公表することはありません。